

霧島高等学校いじめ防止基本方針

<p>社会の要請・法制定の意義</p> <p>学校教育において、今、「いじめ問題」が喫緊の課題となっている。インターネット等による新たないじめが起るなど複雑化・潜在化する様相を見せている。いじめ問題への対応は、それだけに特化せず、全世代の人々が生きるにあたっての課題であり、日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>日本国憲法及びの精神に基づき、学校教育法に定める目標の達成を目指し、校訓「自立」「敬愛」「明哲」の具現化に努め、民主的國家及び社会に貢献する人材を育成する。</p> <p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <p>○軽微と思われることでも積極的に把握し、「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、それらを解消する」という姿勢で臨む。</p> <p>○いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起る可能性がある。しかしながら、地域が一体となって、一過性でなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。</p> <p>○いじめ問題の取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。</p> <p>生徒へのメッセージ</p> <p>○いじめは人間として絶対に許されない行為である。 ○大人はいじめられた子どもを必ず守る。 ○決して自らの命を絶ってはいけない。</p>	<p>本校の実態</p> <p>平成20年4月1日、機械科と総合学科を併置した新設高校「霧島高等学校」として開校する。</p> <p>入学してくる生徒は、おとなしく、素直な生徒であるが、学習面・生徒面で支援を必要とする生徒が見受けられる。</p>
<p>いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定</p> <p>【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>いじめ防止対策委員会</p> <p>第三者委員会（学校関係者評価委員メンバーで構成）</p> <p>【校内いじめ対策委員会】本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭】2 事案に応じ、必要に応じた関係者を加える【1に担任、部活動顧問等】</p>	<p>いじめの定義</p> <p>○「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>【「いじめ防止対策推進法」より】</p>
<p>家庭・地域との連携</p> <p>・PTA ・学校関係者評価委員</p>	<p>関係機関との連携等</p> <p>・県教育委員会 ・県総合教育センター ・警察</p>	
<p>【いじめの防止】</p> <p>・教職員の取組・・・生徒・保護者・地域・学校の特性を把握し、年間を通じ未然予防の計画・実施に努める。 ・生徒の取組・・・好ましい人間関係の構築と「いじめ」をしない雰囲気作り。挨拶の励行。 ・保護者の取組・・・家庭教育の充実。学校との円滑な信頼関係の構築。学校HP・学級・学年通信の熟知。 ・地域の取組・・・本校生徒に対する情報提供・協力支援体制。</p> <p>【いじめの早期発見】</p> <p>・教職員の取組・・・教職員・生徒間の信頼関係の構築。生徒の変化への敏感な察知と気づき。 ・生徒の取組・・・集団や個人の変化に気づいたときに、報告・連絡する勇気。（報告し易い窓口設置） ・保護者の取組・・・子どもの変化への気づき（服装、言葉遣い、金遣い等）。学校・専門機関への相談。 ・地域の取組・・・本校生徒に対する情報提供・協力支援体制。</p> <p>【いじめに対する措置】</p> <p>・教職員の取組・・・被害者・生徒を徹底して守る。解決に向け学校全体で組織的に対応する。再発防止。 ・生徒の取組・・・冷静に対処する。憶測などの情報発信をしない。二次的被害の防止。 ・保護者の取組・・・事実確認・情報共有をし、学校・専門機関と連携をとり対処する。 ・地域の取組・・・本校生徒に対する情報提供・協力支援体制。</p>	<p>教職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・教育相談 ・職員研修（校内、校外） <p>生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会・HR ・生徒会いじめ撲滅活動 <p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA下校指導 ・声掛け ・授業参観 ・校外補導 <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校ネットパトロール ・SC 	

【年間計画】

月	月 目 標	取組・評価	実態調査	道徳・特別活動・各教科	生徒自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学校のきまりや目標を明確に示す	年間及1学期活動計画検討	県いじめアンケート	道徳「公平公正・正義」 「いじめ問題を考える週間」	生徒会対面式 いじめ撲滅宣言	各教科における指導計画の確認	家庭訪問 三者面談	学校基本方針の確認 いじめ発生時対応 生徒指導力向上研修
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価	「学校楽しいと」			P T A 総会 情報モラル講話		
6	生徒の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価 第1回いじめ防止対策委員会			生徒総会		教育相談 個別面談	
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導			いじめ防止標語の募集			1学期取組振り返り
8	2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	県人権月間取組						いじめ問題等に対する生徒指導の在り方についての研修
9	学校行事の成功に向けて、意識を高める	人権問題統一L H R	県いじめアンケート 県携帯ネット利用調査	「いじめ問題を考える週間」			教育相談 個別面談	ネットいじめ対応策
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う			道徳「人間愛・思いやり」				
11	生徒の状況を把握し適切な対応をする	学校評価 第2回いじめ防止対策委員会	「学校楽しいと」		いじめ防止標語の募集			
12	相手の立場になって考える心を育む	冬休み前指導 県人権週間取組		道徳「法の遵守・権利義務」				2学期取組振り返り
1	3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する		県いじめアンケート				教育相談 個別面談	
2	進路や進級に向けて人間関係を把握する	第3回いじめ防止対策委員会						
3	来年度に向けて体制の検証を行う	年間反省 卒業前指導・春休み前指導	県問題行動等調査					年間取組評価